

自由金利型定期預金 <M型> [単利型]

商 品 名	自由金利型定期預金 <M型> [単利型] スーパー定期、スーパー定期300
販売対象	・個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体 等
期 間	・定型方式…1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱ができます。 ・満期日指定方式…1ヶ月以上5年未満
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期・・・1,000円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 （※預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。） ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後の利息は、払出日または満期日の普通預金利率によって計算します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ・預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後及び満期日以降に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 （中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以降にこの預金とともにお支払いします。） ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	・個人は、分離課税（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （但し、マル優利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は、総合課税となります。（※非課税対象先もあります。）

手数料	・なし
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。但し、貸越限度額は5百万円です。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・預入期間2年もの：中間払い利息を子定期にする事ができます。 ・マル優のお取り扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、定期預金の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <p>なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</p>
金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総務部（9時～17時、電話：0763-22-2200）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9～17時、電話03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、上記仲裁センター等は、東京都以外の各地（一部地域を除く）のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、上記仲裁センター等とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、前記弁護士会等または総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 <p>(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>